

第95回 定時株主総会招集ご通知

日時

平成29年6月20日（火曜日）午前10時

場所

大阪市北区中之島5丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）
5階メインホール

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第8号議案 監査等委員でない取締役に對する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の決定の件
- 第9号議案 株式併合の件

目 次

■第95回定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	4
〈添付書類〉	
■事業報告	23
■連結計算書類	42
■計算書類	44
■監査報告書	46

◎事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」および「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.keihan-holdings.co.jp/ir/info/shareholdermeeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.keihan-holdings.co.jp/ir/info/shareholdermeeting.html>) に掲載させていただきます。

株 主 各 位

大阪市中央区大手前1丁目7番31号
京阪ホールディングス株式会社
代表取締役社長 加藤 好文

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご高覧下さいます、2頁から3頁に記載の「議決権行使のご案内」に従って平成29年6月19日（月曜日）午後6時までには議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月20日（火曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区中之島5丁目3番51号

大阪国際会議場（グランキューブ大阪）5階メインホール

（末尾ご案内図をご参照下さい。）

3. 目的事項

報 告 事 項 第95期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第8号議案 監査等委員でない取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の決定の件

第9号議案 株式併合の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

◎代理人によって議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名が、代理人として株主総会にご出席いただけます。

議決権行使のご案内

書面による議決権行使の場合

書面により議決権を行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月19日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送下さい。

インターネット等による議決権行使の場合

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合には、以下の事項をご了承のうえ、平成29年6月19日（月曜日）午後6時までにご行使下さい。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力下さい。

(2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続き下さい。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 （受付時間 9:00～21:00）

【議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）】

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、(株)ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使をおこなっていただくことも可能です。

議決権が重複して行使された場合のお取扱い

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、経営環境が激しく変化する中においても、沿線価値の向上を図ることで公共性の高い鉄軌道事業を中心とするグループの安定した経営基盤を確保するとともに、グループが成長するための積極的な投資および財務体質の強化に努め、かつ成果に応じた株主還元を持続的に実施するため、自己資本の水準および業績を勘案しつつ、安定的な利益配当を継続することを利益配分についての基本方針としております。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき3円 総額1,608,002,940円
なお、1株につき3円の間配当を含めた年間配当は6円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月21日

第2号議案から第8号議案までに共通する参考事項について

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。第2号議案から第8号議案までの議案は、いずれも当該移行に関連するものでありますので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴および当社が監査等委員会設置会社へ移行することとした理由等について、ご説明申し上げます。

○監査等委員会設置会社の特徴

- ・ 監査等委員会設置会社には、従来の監査役および監査役会は置かれず、代わりに、3人以上の監査等委員である取締役から構成され、かつ社外取締役が過半数を占める監査等委員会が置かれます。
- ・ 監査等委員である取締役は、株主総会において監査等委員でない取締役とは区別して選任され、取締役会において議決権を有する取締役として、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職その他業務執行の意思決定全般（取締役に委任されたものを除く）に関与します。また、監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査することに加え、監査等委員でない取締役の選解任や報酬について、株主総会で意見を述べることのできる権限を有します。
- ・ 監査等委員会設置会社においては、取締役の過半数が社外取締役である場合、または定款の定めがある場合には、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これによって、迅速な経営の意思決定が可能となる一方、業務執行に対する監督に重点を置いた取締役会の運営が可能となります。

○監査等委員会設置会社へ移行する理由

当社は、各事業の更なる強化、当社グループ事業の拡大、異業種との提携やM&Aなども活用した新たな事業の創出、および沿線エリアの中長期的視点での価値向上といった課題に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上を図っていくため、平成28年4月1日、持株会社体制へと移行しました。

こうした課題への取組みを更に加速していくため、重要な業務執行のうち相当な部分の決定を取締役に委任することを通じて更なる迅速な経営の意思決定の実現を図るとともに、監査等を担う役員に取締役会における議決権を与えることによって監査・監督の実効性を一層高めることができるなど、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に資することができるものと判断し、監査等委員会設置会社へ移行することとしたものであります。

○第2号議案から第8号議案について

監査等委員会設置会社へ移行するためには、定款に監査等委員会を設置する旨を定めるほか、所要の変更をおこなう必要があります。第2号議案は、このための変更を、その他の変更とあわせてご提案するものであります。

次に、監査等委員会設置会社においては、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任することから、第3号議案では監査等委員でない取締役8名の選任を、第4号議案では監査等委員である取締役5名の選任を、それぞれご提案するものであります。また、第5号議案は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をご提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬等についても、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めることから、第6号議案では、監査等委員でない取締役の報酬等の額を、第7号議案では、監査等委員である取締役の報酬等の額を、それぞれご提案するものであります。また、当社では従来、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることとしておりますが、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、これを廃止したうえで改めて監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して新株予約権を割り当てることのできるよう、第8号議案をご提案するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

1. 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査役および監査役会に関する定めを削除し、監査等委員および監査等委員会に関する定めを新設するとともに、関係条文について所要の変更をおこなうものであります。
2. 取締役会のより機動的な運営を図るため、第23条の取締役会の招集通知を発する日を、取締役会の会日の7日前までから3日前までに変更するものであります。なお、監査等委員会の招集通知を発する日についても、同様に監査等委員会の機動的な運営を図るため、変更後の第30条において、監査等委員会の会日の3日前までとしております。
3. その他、条数の繰り上げ、繰り下げなど所要の変更をおこなうものであります。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次のとおり変更いたします。

なお、本議案に係る定款変更の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則 (機 関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 	<p>第 1 章 総 則 (機 関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. <u>監査等委員会</u> (削 る) 3. (現行4. のとおり)
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第19条 本会社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> (新 設)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第19条 本会社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第21条 <u>監査等委員でない取締役の任期は</u>、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該選任決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 本社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第26条 ）（省 略） 第27条</p>	<p>第27条 ）（現行どおり） 第28条</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数)</p> <p>第28条 本会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>第 5 章 監査等委員会 (削 る)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任 期)</u> 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 る)</p>
<p><u>(常勤の監査役及び常任監査役)</u> 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 2 監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 (削 る)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 監査役会の招集通知は、会日の7日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p><u>(報 酬 等)</u> 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 る)</p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第34条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(削 る)</p>
<p>第 6 章 計 算 第35条) (省 略) 第38条</p>	<p>第 6 章 計 算 第31条) (現行どおり) 第34条</p>

第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、本総会終結の時をもって、取締役全員7名が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名を増員し、監査等委員である取締役とは区別して、監査等委員でない取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。 (※は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	かとう よし ふみ 加藤好文 (昭和26年11月25日)	昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役常務執行役員 平成23年6月 当社代表取締役社長 CEO兼COO 執行役員社長 (現在) ●担当 経営統括室長 ●重要な兼職の状況 京阪電気鉄道(株)代表取締役社長 朝日放送(株)社外監査役 関西鉄道協会会長	117,000株
2	みうら たつ や 三浦達也 (昭和32年3月11日)	昭和55年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役常務執行役員 (現在) ●担当 BIOSTYLE推進室長、経営統括室副室長 (経営戦略担当 <新規事業>・事業推進担当<沿線再耕>) [不動産業統括責任者] ●重要な兼職の状況 京阪電鉄不動産(株)代表取締役社長 京阪建物(株)代表取締役社長	44,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	※中野道夫 (昭和33年10月17日)	昭和56年4月 当社入社 平成17年7月 当社部長 (中之島高速鉄道(株)出向) 平成24年7月 (株)京阪エンジニアリングサービス (現 京阪ビルテクノサービス(株)) 代表取締役社長 平成25年6月 当社執行役員 (現在) ●担当 [運輸業統括] ●重要な兼職の状況 京阪電気鉄道(株)常務取締役	28,050株
4	※上野正哉 (昭和35年1月13日)	昭和57年4月 当社入社 平成18年7月 当社部長 (株)京阪流通システムズ取締役) 平成25年6月 当社執行役員 (現在) ●担当 BIOSTYLE推進室副室長 [流通業統括責任者] ●重要な兼職の状況 (株)京阪流通システムズ代表取締役社長 (株)京阪百貨店代表取締役会長 (株)京阪ザ・ストア代表取締役会長	24,000株
5	※稲地利彦 (昭和33年12月17日)	昭和57年4月 当社入社 平成18年7月 当社経営統括室経営政策担当部長 平成23年7月 (株)京都センチュリーホテル代表取締役社長 平成25年6月 当社執行役員 (現在) ●担当 [レジャー・サービス業副統括責任者] ●重要な兼職の状況 京阪ホテルズ&リゾート(株)代表取締役専務取締役	16,155株
6	※石丸昌宏 (昭和37年2月28日)	昭和60年4月 当社入社 平成21年7月 当社経営統括室人事担当部長 平成25年6月 当社執行役員 (現在) ●担当 経営統括室経営戦略担当<全社戦略・広報・CSR>・人事部担当 ●重要な兼職の状況 京阪電気鉄道(株)取締役	28,050株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	つくだ かず お 佃 和 夫 (昭和18年9月1日)	昭和43年 4月 三菱重工業(株)入社 平成15年 6月 同社代表取締役社長 平成20年 4月 同社代表取締役会長 平成23年 6月 当社取締役 (現在) 平成25年 4月 三菱重工業(株)取締役相談役 平成25年 6月 同社相談役 (現在) ●重要な兼職の状況 三菱重工業(株)相談役 (株)三菱総合研究所社外取締役 (株)山口フィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員) ファナック(株)社外取締役	0
8	きた しゅう じ 北 修 爾 (昭和18年1月28日)	昭和41年 4月 通商産業省入省 平成 3年 6月 経済企画庁長官官房審議官 平成 5年 6月 阪和興業(株)常務取締役 平成 6年 2月 同社代表取締役社長 平成23年 4月 同社代表取締役会長 平成23年 6月 当社取締役 (現在) 平成29年 4月 阪和興業(株)取締役会長 (現在) ●重要な兼職の状況 阪和興業(株)取締役会長	10,000株

(注) 1. 監査等委員でない取締役候補者とした理由 (社外取締役候補者を除く)

加藤好文氏は、平成17年6月に取締役に就任以降、現在は代表取締役社長 CEO兼COO 執行役員社長として当社経営統括室長を務めるなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

三浦達也氏は、平成21年6月に執行役員に就任以降、現在は取締役常務執行役員 (不動産業統括責任者) として当社グループの不動産業全般に関する業務などを担当するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

中野道夫氏は、平成25年6月に執行役員に就任以降、現在は執行役員 (運輸業統括) として運輸業に関する業務を担当するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

上野正哉氏は、平成25年6月に執行役員に就任以降、現在は執行役員 (流通業統括責任者) として当社グループの流通業全般に関する業務などを担当するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

稲地利彦氏は、平成25年6月に執行役員に就任以降、現在は執行役員 (レジャー・サービス業副統括責任者) として当社グループのレジャー・サービス業全般に関する業務を担当するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

石丸昌宏氏は、平成25年6月に執行役員に就任以降、現在は執行役員として当社経営統括室経営戦略担当<全社戦略・広報・CSR>・人事部に関する業務を担当するなど、豊富な経験と実績を有していることから監査等委員でない取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

2. 各監査等委員でない取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

3. 佃 和夫、北 修爾の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、佃 和夫、北 修爾の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 社外取締役候補者に関する事項
 - (1)佃 和夫氏
 - ①監査等委員でない社外取締役候補者とした理由
経営者としての豊富な経験および卓越した識見を当社の経営および職務執行の監督に活かしていただくため、監査等委員でない社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ②当社の社外取締役に就任してからの年数
本総会終結の時をもって6年であります。
 - ③社外取締役候補者との責任限定契約
当社は同氏との間で、同氏が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、10百万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
 - (2)北 修爾氏
 - ①監査等委員でない社外取締役候補者とした理由
経営者としての豊富な経験および卓越した識見を当社の経営および職務執行の監督に活かしていただくため、監査等委員でない社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ②当社の社外取締役に就任してからの年数
本総会終結の時をもって6年であります。
 - ③社外取締役候補者との責任限定契約
当社は同氏との間で、同氏が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、10百万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員でない取締役とは区別して監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。 (※は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	※長濱哲郎 (昭和34年2月11日)	昭和57年4月 当社入社 平成18年7月 当社部長 (京阪タクシー(株)常務取締役) 平成22年10月 当社経営統括室経理担当部長 平成25年7月 当社経営統括室経理部長 平成27年6月 当社監査役 (常勤) (現在) ●重要な兼職の状況 京阪電気鉄道(株)監査役	7,155株
2	※中谷正一 (昭和33年7月2日)	昭和58年4月 当社入社 平成19年7月 当社事業統括室部長 平成24年7月 (株)京阪レストラン代表取締役社長 平成27年7月 当社経営統括室総務部部长 平成28年6月 当社監査役 (常勤) (現在) ●重要な兼職の状況 京阪電気鉄道(株)監査役	3,000株
3	※梅崎壽 (昭和17年8月23日)	昭和41年4月 運輸省入省 平成11年7月 同省運輸事務次官 平成13年1月 国土交通省顧問 平成14年8月 帝都高速度交通営団副総裁 平成16年4月 東京地下鉄(株)代表取締役社長 平成23年6月 同社取締役相談役 平成25年6月 同社相談役 (現在) 平成26年6月 当社監査役 (現在) ●重要な兼職の状況 東京地下鉄(株)相談役	0

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	※田原信之 (昭和28年4月6日)	昭和55年9月 公認会計士(現在) 平成9年12月 センチュリー監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 代表社員 平成26年6月 新日本有限責任監査法人代表社員退任 平成28年6月 当社監査役(現在)	0
5	※草尾光一 (昭和35年3月7日)	平成2年4月 弁護士(現在) 平成28年6月 当社監査役(現在) ●重要な兼職の状況 ダイトーケミックス(株)社外監査役 不二製油グループ本社(株)社外監査役	0

(注) 1. 監査等委員である取締役候補者とした理由(社外取締役候補者を除く)

長濱哲郎氏は、平成27年6月に常勤の監査役に就任以降、現在に至るまで同職を務めるなど、当社の監査において豊富な経験と実績を有していることから監査等委員である取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

中谷正一氏は、平成28年6月に常勤の監査役に就任以降、現在に至るまで同職を務めるなど、当社の監査において豊富な経験と実績を有していることから監査等委員である取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 梅崎 壽、田原信之、草尾光一の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、梅崎 壽、田原信之、草尾光一の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 社外取締役候補者に関する事項

(1)梅崎 壽氏

①監査等委員である社外取締役候補者とした理由

運輸行政および企業経営に関する豊富な経験および卓越した識見を当社の監査等に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

②当社の社外監査役に就任してからの年数

本総会終結の時をもって3年であります。

③社外取締役候補者との責任限定契約

当社は同氏との間で、同氏が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、100万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

(2)田原信之氏

①監査等委員である社外取締役候補者とした理由および社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由

公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験および卓越した識見を有していることから社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、その経験および識見を当社の監査等に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

②当社の社外監査役に就任してからの年数

本総会終結の時をもって1年であります。

③社外取締役候補者との責任限定契約

当社は同氏との間で、同氏が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、100万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

(3)草尾光一氏

①監査等委員である社外取締役候補者とした理由および社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由

弁護士としての企業法務に関する豊富な経験および卓越した識見を有していることから社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、その経験および識見を当社の監査等に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

②当社の社外監査役に就任してからの年数

本総会終結の時をもって1年であります。

③社外取締役候補者との責任限定契約

当社は同氏との間で、同氏が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、100万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとし、当該決議が効力を有する期間は、変更後の定款の定めに基づき、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

(※は新任候補者)

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※ ^{ふく} 福田 ^{ただし} 正 (昭和28年3月4日)	昭和61年4月 弁護士(現在) ●重要な兼職の状況 神栄(株)社外取締役 (株)エクセディ社外監査役 田辺三菱製薬(株)社外監査役	0

- (注) 1. 福田 正氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 福田 正氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者福田 正氏に関する事項
- ①監査等委員である社外取締役候補者とした理由および社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由
弁護士としての企業法務に関する豊富な経験および卓越した識見を有していることから社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、その経験および識見を当社の監査等に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ②社外取締役候補者との責任限定契約
同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、同氏が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、10百万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。

第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年6月27日開催の第85回定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役年額4,000万円以内）とご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで改めて監査等委員でない取締役の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額を、これまでの取締役の報酬等の額、昨今の経済情勢等諸般の事情および監査等委員でない取締役の職務と責任を考慮して、年額4億円以内（うち社外取締役年額4,000万円以内）といたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員でない取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る報酬等の支給対象となる監査等委員でない取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、これに伴い、新たに監査等委員である取締役の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情および監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額8,400万円以内といたしたいと存じます。

本議案に係る報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第8号議案

監査等委員でない取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の決定の件

取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てること（以下「旧報酬」という）につき、平成28年6月17日開催の第94回定時株主総会においてご承認いただき、今日に至っておりますが、本議案は、当社が第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、旧報酬を廃止したうえで改めて監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てること（以下「新報酬」という）につき、ご承認をお願いするものであります（なお、本議案は、本総会までに旧報酬として取締役に発行済の新株予約権に影響を与えるものではありません）。

新報酬の目的および上限額は旧報酬と同様であり、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有することを通じて、持続的な成長と企業価値向上への動機付けを更に高めることを目的として、第6号議案「監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件」でご提案しております。監査等委員でない取締役の報酬等の額である年額4億円以内（うち社外取締役年額4,000万円以内）の範囲内で、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた監査等委員でない取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。株式報酬型ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員でない取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されれば、監査等委員でない取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力および第6号議案「監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件」に係る決議の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1個当たり100株とする。

ただし、本総会終了後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整をおこなうことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は500個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、上記と同内容の新株予約権を取締役会の決議に基づき発行する予定であります。

第9号議案 株式併合の件

(1) 株式併合をおこなう理由

全国証券取引所において、投資家の利便性向上のための「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内会社の普通株式の売買単位を100株へ統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、会社法の定めに基づき、当社株式の売買単位となる単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

これにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準および中長期的な株価変動を勘案して、当社株式の投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合をおこなうものであります。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案の承認可決を条件として、平成29年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

(2) 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、当社が会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

3億1,917万7,200株

なお、株式併合をおこなうことにより、会社法の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

(ご参考)

本議案が承認可決された場合には、平成29年10月1日をもって、現行定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>15億9,588万6,000株</u> とする。	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>3億1,917万7,200株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、期の前半には新興国経済の減速や円高などの影響から弱さもみられましたが、雇用情勢や所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移するなど、全体としては緩やかながらも回復基調で推移いたしました。

このような経済情勢のもとにおきまして、当社グループでは、各事業にわたり積極的な営業活動をおこなって、業績の向上に努めました結果、当連結会計年度の営業収益は3,029億1千7百万円（前期比27億2千8百万円、0.9%増）、営業利益は323億4千3百万円（前期比8億1千9百万円、2.6%増）となり、これに営業外損益を加減した経常利益は303億3千5百万円（前期比18億7千4百万円、6.6%増）となりました。さらに、これに特別損益を加減し、法人税等および非支配株主に帰属する当期純利益を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は226億3千6百万円と、前期に比較して2億5千万円（1.1%）の増益となりました。

次に、事業別の状況についてご報告いたします。

運輸業

鉄軌道事業におきましては、京阪電気鉄道(株)におきまして、2月25日、快速特急「洛楽」の平日ダイヤにおける定期運転開始などを内容とする京阪線のダイヤ改定を実施いたしましたほか、国内外のお客さまへの観光案内ニーズにお応えするため、祇園四条駅において、「京阪ツーリストインフォメーションセンター祇園四条」を4月28日に開設するなど、利便性の向上を図りました。また、淀駅・深草駅間および宇治線においても新型ATS（多情報連続式自動列車停止装置）の使用を開始するなど、一層の運転保安の強化を図りました。なお、かねてより準備を進めております座席指定の特急車両「プレミアムカー」は、本年8月20日に運転を開始する運びとなりました。

バス運送業におきましては、京阪バス(株)、京阪京都交通(株)、京都京阪バス(株)および江若交通(株)において、国内外のお客さまによるバスご利用時の利便性の向上を図るため、次世代型総合検索サイト「京阪グループバスナビ」を導入いたしました。また、関西国際空港においてLCC専用の第2ターミナルビル（国際線）が開業したことに伴い、京阪バス(株)において、関西国際空港リムジンバスのダイヤ改定を実施するなど、競争力の強化を図りました。

しかしながら、運輸業全体の営業収益は944億4百万円（前期比8億4千1百万円、0.9%増）、営業利益は99億7千6百万円（前期比2億1千6百万円、2.1%減）となりました。

不動産業

不動産販売業におきましては、「京阪東ローズタウン」「ローズプレイスけいはんな公園都市」「ローズプレイス瀬田唐橋」などの土地建物を販売いたしました。また、マンションでは、「ファイン セントレオ シティ」「ザ・大阪レジデンス 梅田扇町公園」「京阪東ローズタウンライズプレイス」などのほか、首都圏におきましても積極的な事業展開に努め、「ファインレジデンス川越」「ファインレジデンス青葉台」「ザ・ファイン築地レジデンス」などを販売いたしました。

不動産賃貸業におきましては、前期に株式取得により連結子会社とした京阪建物(株)が通期で寄与いたしましたほか、既存の賃貸ビルにおいて稼働率向上に努めました。

これらの結果、不動産業全体の営業収益は940億1千4百万円（前期比49億8千万円、5.6%増）、営業利益は144億9千1百万円（前期比6億9百万円、4.4%増）となりました。

流通業

ショッピングモールの経営におきましては、3月17日、「京阪モール」をリニューアルオープンいたしましたほか、3月10日、「KUZUHA MALL」において、本館ミドリノモールを中心に28店舗をリニューアルするなど、一層の施設の魅力向上および収益力の強化を図りました。

ストア業におきましては、前期に開業した「新なにわ大食堂」などが通期で寄与いたしましたほか、「フレスト長尾店」「MUJIcom なんばウォーク店」「MUJIcom クリスタ長堀店」などを新規出店するなど、収益力の強化に努めました。また、「フレスト寝屋川店」「パナンテ京阪天満橋」をリニューアルオープンするなど、既存の施設についても一層の競争力強化を図りました。

しかしながら、流通業全体の営業収益は984億9千3百万円（前期比3億8千2百万円、0.4%減）、営業利益は26億3千6百万円（前期比1億9千万円、6.7%減）となりました。

レジャー・サービス業

ホテル業におきましては、経営体制の一元化によって経営基盤およびブランド力の強化を図るため、10月1日、京都タワー(株)、(株)琵琶湖ホテルおよび(株)京都センチュリーホテルの3社が

合併し、同日付で京阪ホテルズ&リゾート(株)に商号変更いたしました。また、(株)ホテル京阪におきまして、ホテル京阪チェーン全体のボトムアップを図るブランド戦略の一環として、新たに「ホテル京阪グランデ」のブランドを導入いたしました。さらに、3月23日、「京都タワーホテルアネックス」を全面リニューアルオープンするなど、一層の施設の魅力向上および競争力の強化に努めました。

これらの結果、レジャー・サービス業全体の営業収益は308億1百万円（前期比10億1千1百万円、3.2%減）、営業利益は47億5千5百万円（前期比1億5千5百万円、3.4%増）となりました。

その他の事業

その他の事業全体の営業収益は17億9千2百万円（前期比3千6百万円、2.1%増）、営業利益は7千4百万円（前期は1千2百万円の営業損失）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く社会・経済環境の変化に機敏に対応していくため、当社グループは、次の100年に向けた「第2の創業ステージ」に立ち、創業の精神を基点に次の世代に必要なとされ社会に貢献する商品、サービス、そして自らの在り様を果敢に創造する新たなチャレンジとして、京阪グループ中期経営計画「創生果敢」（平成27～29年度）を推進しております。また、確固たるグループ経営のスタイルを確立するため、持株会社体制へ移行いたしました。引き続き各事業の更なる競争力強化、当社グループ事業の拡大、異業種との提携やM&Aなども活用した新たな事業の創出、および沿線エリアの中長期的視点での価値向上といった課題に取り組み、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図ってまいります。

なお、当社は、定時株主総会において関連議案についてご承認いただくことを条件として、監査等委員会設置会社に移行することとしております。この監査等委員会設置会社への移行によって、上記課題への取組みを更に加速していくため、重要な業務執行のうち相当な部分の決定を取締役に委任することを通じて更なる迅速な経営の意思決定の実現を図るとともに、監査等を担う役員に取締役会における議決権を与えることによって監査・監督の実効性を一層高めるなど、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ってまいります。

京阪グループ中期経営計画「創生果敢」（平成27～29年度）

1. 基本方針

京阪グループ第2創業ステージでの挑戦「創生果敢」

京阪グループは、創業以来一世紀にわたり育み守ってきた「安全・安心」の基盤をさらに強固にすると同時に、人口減少など厳しい経営環境に直面するなかで、創業の精神に立ち返り、社会の変化に機敏に対応して京阪グループ事業の質的向上を図り、過去の延長上から飛躍する新たな第一歩を踏み出す挑戦を開始します。

2. 主軸戦略

(1) 「観光創造」で新たな成長

年間5,000万人を超える観光客を迎える「京都」を沿線に持つ京阪グループは、その観光コンテンツ創造に注力し、京都への来訪・再訪を促進して沿線の成長を図ります。また、急伸する訪日外国人旅行者をターゲットとしたサービス・ラインナップの充実を図り、大阪・京都をはじめとする周辺エリアを含めたインバウンド市場の成長を京阪グループに取り込みます。

(2) 京阪沿線を新しくデザインする「沿線再耕」

高度成長期に急速に発展した京阪沿線は更新期を迎えていることから、駅を中心に沿線の「くらしの価値」を高めることに主眼を置いて新しく沿線をデザインする、ハード・ソフトの統合戦略として「沿線再耕」を展開します。

(3) 「くらしの価値」を高めるコンテンツの創造

お客さまのライフスタイルや求められる価値が変化する今日、理念を共有できる他企業・異業種との積極的な連携により「くらしの価値」を高める新たなコンテンツを創造し、コア事業である鉄道をはじめとするインフラ事業との相乗効果を高めます。特に、「健康的で美しくクオリティの高い生活」の実現と循環型社会に寄与するライフスタイル「ビオスタイル BIOSTYLE」をテーマとした新たなコンテンツの創造に取り組みます。

(4) 「確固たるグループ経営」のスタイル確立

持株会社体制へ移行し、運輸、不動産、流通、レジャー・サービスの4コア事業の競争力強化や事業拡大、新たな事業の創出など、確固たるグループ経営のスタイルを確立します。

3. 経営基盤の強化

(1) 「鉄道復権」に向けた間断なき鉄道活性化施策の推進

将来に繋がる基盤を構築することにより、旅客運輸収入の減少に歯止めをかけ、「鉄道復権」をめざします。

(2) グループの成長エンジンとしての不動産業

短期回転型販売事業を継続するとともに、賃貸事業で培ったノウハウを活かして主軸戦略に寄与し、沿線内外においてグループの成長エンジンとしての役割を果たします。

(3) 「まち」と「暮らし」の価値を高める流通業

「沿線再耕」および「観光創造」に商業コンテンツを供給し、沿線を中心に「まち」と「暮らし」の価値を高めるとともに、商業施設事業の沿線外での展開を推進します。

(4) 「観光創造」を担うホテルとレジャー事業

「観光創造」に向けたホテル開発および観光ルートの魅力向上を推進します。また沿線外も含めホテルの多店舗展開に向けた基礎固めとして既存ホテルのハード・ソフト両面での完成度向上を図り、出店拡大をめざします。

(3) 資金調達の状況

設備資金などに充当するため、当連結会計年度に第10回シンジケートローンにより100億円を借り入れたのをはじめ、金融機関から所要の借入をおこないました。

また、社債償還資金に充当するため、当社は、平成28年6月16日第29回無担保社債100億円（利率年0.340%）を発行いたしました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債残高は3,145億3千9百万円となり、前期末に比較して111億7千4百万円減少いたしました。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は391億7千3百万円であり、主な工事等はそのとおりであります。

(イ) 当連結会計年度に完成した主な工事等

1. 京阪線鉄道車両（13000系）25両新造（運輸業）
2. 京阪線鉄道車両（6000系）8両改造（運輸業）
3. 京阪線深草駅改良工事（運輸業）
4. バス車両57両新造（運輸業）
5. 立花アネックスビル取得（不動産業）
6. 京阪モールリニューアル工事（流通業）
7. フレスト長尾店出店に伴う内装および設備工事（流通業）
8. 京都タワーホテルアネックスリニューアル工事（レジャー・サービス業）

(ロ) 当連結会計年度末現在施行中の主な工事等

1. 京阪線鉄道車両（8000系）10両改造（運輸業）
2. 京阪線ATS（自動列車停止装置）更新工事（運輸業）
3. 京阪線変電所制御装置更新工事（運輸業）
4. プレミアムカー券販売システム導入工事（運輸業）
5. 東京都中央区ホテル建物建設工事（不動産業）
6. 京都駅前新ホテル建設工事（レジャー・サービス業）
7. 京都タワービル商業ゾーンリニューアル工事（レジャー・サービス業）
8. 四条河原町における複合型商業施設建設工事（その他の事業）

(5) 吸収分割ならびに他の会社の株式その他の持分等の取得または処分の状況

1. 当社は、平成28年4月1日、吸収分割の方法により、鉄軌道事業および遊園地業に関して有する権利義務を京阪電気鉄道(株)に、不動産販売事業に関して有する権利義務を京阪電鉄不動産(株)にそれぞれ承継させました。
2. 当社は、平成29年4月26日、当社の連結子会社であった京阪ライフサポート(株)の全株式を関西電力(株)および(株)関電セキュリティ・オブ・ソサイエティに譲渡いたしました。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第92期 (平成25年度)	第93期 (平成26年度)	第94期 (平成27年度)	第95期 (平成28年度) (当連結会計年度)
営業収益 (百万円)	289,203	294,906	300,188	302,917
運輸業	89,661	90,341	93,562	94,404
不動産業	88,179	89,454	89,033	94,014
流通業	95,427	98,200	98,875	98,493
レジャー・サービス業	27,423	29,761	31,813	30,801
その他の事業	1,637	1,707	1,755	1,792
調整額	△13,125	△14,559	△14,852	△16,588
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	14,420	17,864	22,385	22,636
1株当たり当期純利益 (円)	25.65	31.78	39.95	42.20
総 資 産 (百万円)	671,182	664,236	670,333	679,631
純 資 産 (百万円)	169,864	190,513	191,790	203,455

(注) 1. 事業別の営業収益は、各事業間の内部取引を相殺消去する前の数値を記載しております。

2. 第94期から一部の連結子会社の事業区分を変更しております。これに伴い、当該子会社が連結子会社となった第93期の事業別の営業収益についても、当該変更後の区分に基づいて算出した数値を記載しております。

(7) 主要な事業内容および事業所 (平成29年3月31日現在)

当社グループは運輸業をはじめ、不動産業、流通業、レジャー・サービス業およびその他の事業を営んでおります。

その事業所および施設の概要は次のとおりであります。

1. 運輸業

事業内容	主要な事業所または施設
鉄 軌 道 事 業	[京阪電気鉄道(株)] 営業キロ 91.1km、駅数 89駅、車両数 706両 (大阪府、京都府、滋賀県) [叡山電鉄(株)] 営業キロ 14.4km、駅数 17駅、車両数 23両 (京都府) [京福電気鉄道(株)] 営業キロ 12.3km、駅数 24駅、車両数 30両 (京都府)
バ ス 運 送 業	[京阪バス(株)] 車両数 627両 営業所 11カ所 (大阪府、京都府、滋賀県)
遊 園 地 業	[京阪電気鉄道(株)] ひらかたパーク (大阪府)

(注) 京阪電気鉄道(株)の営業キロおよび駅数のうち、中之島線 (営業キロ 3.0km、駅数 4 駅) は、中之島高速鉄道(株)が鉄道施設の保有主体となり、京阪電気鉄道(株)が第2種鉄道事業者として運行しております。

2. 不動産業

事業内容	主要な事業所または施設
不 動 産 販 売 業	[京阪電鉄不動産(株)] 営業所 8カ所 (大阪府、京都府、東京都、北海道)
不 動 産 賃 貸 業	[当社] 京阪御堂筋ビル (大阪府)、京阪淀口ジスティクスヤード (京都府)、 久御山ショッピングタウン (京都府) 他 [京阪建物(株)] OMM (大阪府) [イースタン興業(株)] イースタンビル (東京都)

3. 流通業

事業内容	主要な事業所または施設
百貨店業	〔株京阪百貨店〕 京阪百貨店 京橋店、守口店、住道店、枚方店、くずは店（大阪府）
ストア業	〔株京阪ザ・ストア〕 フレスト 5店舗（大阪府、京都府） アンスリー 43店舗（大阪府、京都府）
ショッピングモールの経営	〔株京阪流通システムズ〕 京阪シティモール、KiKi 京橋、京阪モール、KUZUHA MALL（大阪府）

4. レジャー・サービス業

事業内容	主要な事業所または施設
ホテル業	〔株ホテル京阪〕 ホテル京阪ユニバーサル・タワー 他7店舗（大阪府、京都府、東京都、北海道） 〔京阪ホテルズ&リゾーツ株〕 京都タワーホテル、京都センチュリーホテル、琵琶湖ホテル 他1店舗（京都府、滋賀県）
観光船業	〔大阪水上バス株〕 隻数 7隻（大阪府） 〔琵琶湖汽船株〕 隻数 7隻（滋賀県）

(8) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)
運輸業	4,695 [1,479]
不動産業	655 [1,276]
流通業	859 [3,249]
レジャー・サービス業	564 [800]
その他の事業	16 [36]
全社(共通)	133 [23]
合計	6,922 [6,863]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数の合計は、前期末に比し18名増加いたしました。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 重要な子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

事業区分	会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
運輸業	京阪電気鉄道(株)	100	100	鉄軌道事業
	叡山電鉄(株)	250	100	鉄道事業
	京福電気鉄道(株)	1,000	42.9	鉄軌道事業
	京阪バス(株)	100	100	バス運送業
不動産業	京阪電鉄不動産(株)	3,394	100	不動産販売業
	京阪建物(株)	100	100	不動産賃貸業
流通業	(株)京阪百貨店	1,500	100	百貨店業
	(株)京阪ザ・ストア	450	95.6 (100)	ストア業
	(株)京阪流通システムズ	100	100	ショッピングモールの経営
レジャー・サービス業	(株)ホテル京阪	1,600	97.0 (100)	ホテル業
	京阪ホテルズ&リゾート(株)	300	100	ホテル業

(注) () 内の数字は、当社の子会社の出資を含めた出資比率であります。

(10) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
(株) 日本政策投資銀行	49,290
三井住友信託銀行(株)	29,921
(株) 三井住友銀行	15,219
(株) 三菱東京UFJ銀行	10,793
(株) 京都銀行	9,174

(注) 上記には、シンジケートローンによる借入金(総額74,534百万円)を含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,595,886,000株

(2) 発行済株式の総数 565,913,515株

(注) 自己株式29,912,535株を含んでおります。

(3) 株主数 44,590名

(注) 前期末に比し244名減少いたしました。

(4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三井住友信託銀行(株)	15,000	2.80
(株)三井住友銀行	14,714	2.75
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	14,013	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	12,058	2.25
日本生命保険相互会社	9,459	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	8,235	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口7)	7,712	1.44
(株)三菱東京UFJ銀行	6,818	1.27
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,142	1.15
J P MORGAN CHASE BANK 385151	6,083	1.13

(注) 1. 当社は、自己株式を29,912,535株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO兼COO (執行役員社長)	加 藤 好 文	経営統括室長	京阪電気鉄道(株)代表取締役社長 朝日放送(株)社外監査役 関西鉄道協会会長
取 締 役 (専務執行役員)	下 條 弘	経営統括室副室長 [運輸業統括責任者]	京阪電気鉄道(株)代表取締役専務取締役 中之島高速鉄道(株)代表取締役社長 (株)朝日工業社社外監査役
取 締 役 (常務執行役員)	三 浦 達 也	BIOSTYLE推進室長、経営 統括室副室長(経営戦略担 当<新規事業>・事業推進 担当<沿線再耕>) [不動産業統括責任者]	京阪電鉄不動産(株)代表取締役社長 京阪建物(株)代表取締役社長
取 締 役 (常務執行役員)	太刀川 克 己	監査内部統制室長、経営統 括室副室長(事業推進担当 <観光創造>)、京都担当 [レジャー・サービス業統 括責任者]	(株)ホテル京阪代表取締役会長 京阪ホテルズ&リゾート(株)代表取締役 社長
取 締 役 (常務執行役員)	前 田 佳 彦	経営統括室副室長(経理 部・IT推進部担当)	京阪電気鉄道(株)常務取締役
取 締 役	佃 和 夫		三菱重工業(株)相談役 (株)三菱総合研究所社外取締役 (株)山口フィナンシャルグループ社外 取締役(監査等委員) ファンック(株)社外取締役
取 締 役	北 修 爾		阪和興業(株)代表取締役会長
監査役(常勤)	長 濱 哲 郎		京阪電気鉄道(株)監査役
監査役(常勤)	中 谷 正 一		京阪電気鉄道(株)監査役
監 査 役	梅 崎 壽		東京地下鉄(株)相談役
監 査 役	田 原 信 之		公認会計士
監 査 役	草 尾 光 一		弁護士 ダイトーケミックス(株)社外監査役 不二製油グループ本社(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役佃 和夫、北 修爾の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役梅崎 壽、田原信之、草尾光一の各氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役佃 和夫、北 修爾および監査役梅崎 壽、田原信之、草尾光一の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役の異動
- (1) 平成28年6月17日、監査役井関隆政、島井章吉の各氏は任期満了により退任いたしました。
- (2) 同日、定時株主総会の決議により監査役に中谷正一、田原信之、草尾光一の各氏が新たに就任いたしました。
- (3) 同日、監査役会の決議により常勤の監査役に中谷正一氏が新たに就任いたしました。
5. 取締役北 修爾氏は、平成29年4月1日、阪和興業(株)代表取締役を退任し、同社取締役会長となりました。
6. 監査役田原信之氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役兼務の5名および次の8名であります。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
常務執行役員	浅井 栄 一	経営統括室副室長 [運輸業副統括責任者]	京阪電気鉄道(株)常務取締役
執行役員	中野 道 夫	[運輸業統括]	京阪電気鉄道(株)常務取締役
執行役員	上野 正 哉	BIOSTYLE推進室副室長 [流通業統括責任者]	(株)京阪流通システムズ代表取締役社長 (株)京阪百貨店代表取締役会長 (株)京阪ザ・ストア代表取締役会長
執行役員	稲地 利 彦	[レジャー・サービス業副統括責任者]	京阪ホテルズ&リゾート(株)代表取締役専務取締役
執行役員	石丸 昌 宏	経営統括室経営戦略担当 <全社戦略・広報・CSR>・人事部担当	京阪電気鉄道(株)取締役
執行役員	立山 卓 司	経営統括室事業推進担当 <マーケティング・デザイン>、経営統括室事業推進担当部長	
執行役員	平川 良 浩	経営統括室グループ事業統括担当部長	京阪電気鉄道(株)取締役
執行役員	堀野 和 久	経営統括室総務部担当、経営統括室総務部長	京阪電気鉄道(株)取締役

(2) 社外役員に関する事項

1. 当社と重要な兼職先との関係

当社と社外役員の重要な兼職先との間に、特別の関係はありません。

2. 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	佃 和 夫	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、主に企業経営の経験に基づき発言をおこなっております。
	北 修 爾	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、主に企業経営の経験に基づき発言をおこなっております。
社外監査役	梅 崎 壽	当事業年度開催の取締役会12回すべてに、また、監査役会14回すべてに出席し、主に運輸行政および企業経営の経験に基づき発言をおこなっております。
	田 原 信 之	平成28年6月17日に監査役に就任後、開催された当事業年度の取締役会10回すべてに、また、監査役会11回すべてに出席し、主に会計的な見地から発言をおこなっております。
	草 尾 光 一	平成28年6月17日に監査役に就任後、開催された当事業年度の取締役会10回すべてに、また、監査役会11回すべてに出席し、主に法的な見地から発言をおこなっております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役佃 和夫、北 修爾および監査役梅崎 壽、田原信之、草尾光一の各氏との間で、各氏が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役	7名	243百万円	(うち社外取締役	2名	14百万円)
監査役	7名	59百万円	(うち社外監査役	4名	19百万円)

- (注) 1. 監査役の報酬等の総額には、平成28年6月17日任期満了により退任した監査役2名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストック・オプションとして割り当てた新株予約権の当事業年度における費用計上額16百万円を含んでおります。

(4) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、内規の定めに従い、基本報酬および業績報酬(1株当たり連結当期純利益と配当額の組合せにより決定される会社業績連動報酬と個人業績連動報酬より構成)ならびに株式報酬型ストック・オプションにより構成することとしております。なお、報酬の一部を役員持株会に拠出し、当社株式の取得に充当することとしております。社外取締役の報酬は、内規の定めに従い、定額報酬としております。

また、報酬内容の決定に関する方針および各人別の報酬の額については、委員の過半数を社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」の答申を受け、取締役会が決定しております。

監査役(社外監査役を含む)の報酬は、監査役会が決定した内規の定めに従い、定額報酬としており、監査役の協議により決定しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

1. 会計監査人の報酬等の額

47百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、前期における会計監査人の職務執行状況、当期の会計監査人の監査計画の内容および報酬額の見積りの算出根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断し、同意をおこなっております。

2. 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

118百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、第29回無担保社債の発行に係るコンフォート・レターの作成、マイナンバー制度対応に係る助言業務、新たに株式を取得した会社の会計全般に関する助言業務および当社グループにおける研修業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行の状況等を考慮し、株主総会への会計監査人の解任または不再任に関する議案の提出の要否を毎期検討いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要は、次のとおりであります。

1. 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

2. 処分の内容

- ① 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヵ月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ② 業務改善命令(業務管理体制の改善)

3. 処分の理由

- ① 他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ② 同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

~~~~~  
(注) 本事業報告中、百万円単位以上の記載金額は百万円未満を、千株単位の株式数は表示単位未満をいずれも切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目            | 金額             | 科目                 | 金額             |
|---------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b> |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>   | <b>157,655</b> | <b>流動負債</b>        | <b>136,217</b> |
| 現金及び預金        | 18,372         | 支払手形及び買掛金          | 11,248         |
| 受取手形及び売掛金     | 25,760         | 短期借入金              | 65,363         |
| 有価証券          | 70             | 1年内償還予定の社債         | 45             |
| 販売土地及び建物      | 99,541         | 未払法人税等             | 5,990          |
| 商品            | 1,878          | 前受金                | 6,979          |
| 繰延税金資産        | 2,670          | 賞与引当金              | 2,630          |
| その他           | 9,970          | 商品券等引換損失引当金        | 508            |
| 貸倒引当金         | △609           | その他                | 43,450         |
| <b>固定資産</b>   | <b>521,976</b> | <b>固定負債</b>        | <b>339,959</b> |
| 有形固定資産        | 456,920        | 社債                 | 90,191         |
| 建物及び構築物       | 198,409        | 長期借入金              | 158,938        |
| 機械装置及び運搬具     | 16,575         | 長期未払金              | 685            |
| 土地            | 222,847        | 繰延税金負債             | 11,236         |
| 建設仮勘定         | 10,623         | 再評価に係る繰延税金負債       | 33,168         |
| その他           | 8,464          | 役員退職慰労引当金          | 437            |
| 無形固定資産        | 8,044          | 退職給付に係る負債          | 20,011         |
| 投資その他の資産      | 57,011         | その他                | 25,289         |
| 投資有価証券        | 38,229         | <b>負債合計</b>        | <b>476,176</b> |
| 長期貸付金         | 682            | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| 繰延税金資産        | 7,209          | <b>株主資本</b>        | <b>157,060</b> |
| 退職給付に係る資産     | 266            | 資本金                | 51,466         |
| その他           | 10,843         | 資本剰余金              | 28,782         |
| 貸倒引当金         | △219           | 利益剰余金              | 98,392         |
|               |                | 自己株式               | △21,580        |
|               |                | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>43,509</b>  |
|               |                | その他有価証券評価差額金       | 11,266         |
|               |                | 土地再評価差額金           | 35,584         |
|               |                | 為替換算調整勘定           | △2             |
|               |                | 退職給付に係る調整累計額       | △3,338         |
|               |                | <b>新株予約権</b>       | <b>27</b>      |
|               |                | <b>非支配株主持分</b>     | <b>2,857</b>   |
|               |                | <b>純資産合計</b>       | <b>203,455</b> |
| <b>資産合計</b>   | <b>679,631</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>679,631</b> |

## 連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目                     | 金額      |                |
|------------------------|---------|----------------|
| <b>営業収益</b>            |         | <b>302,917</b> |
| <b>営業費</b>             |         |                |
| 運輸業等営業費及び売上原価          | 232,252 |                |
| 販売費及び一般管理費             | 38,320  | 270,573        |
| <b>営業利益</b>            |         | <b>32,343</b>  |
| <b>営業外収益</b>           |         |                |
| 受取利息                   | 56      |                |
| 受取配当金                  | 793     |                |
| 雑収入                    | 1,199   | 2,050          |
| <b>営業外費用</b>           |         |                |
| 支払利息                   | 2,802   |                |
| 持分法による投資損失             | 16      |                |
| 雑支出                    | 1,239   | 4,058          |
| <b>経常利益</b>            |         | <b>30,335</b>  |
| <b>特別利益</b>            |         |                |
| 投資有価証券売却益              | 2,776   |                |
| 補助金                    | 1,417   |                |
| 受取補償金                  | 602     |                |
| 固定資産売却益                | 306     |                |
| その他の特別利益               | 300     | 5,403          |
| <b>特別損失</b>            |         |                |
| 減損損失                   | 1,359   |                |
| 固定資産除却損                | 1,303   |                |
| 固定資産圧縮損                | 911     |                |
| 特別退職金                  | 85      |                |
| その他の特別損失               | 376     | 4,036          |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |         | <b>31,702</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 10,255  |                |
| 法人税等調整額                | △1,401  | 8,853          |
| <b>当期純利益</b>           |         | <b>22,848</b>  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        |         | 212            |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |         | <b>22,636</b>  |

# 計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目            | 金額             | 科目              | 金額             |
|---------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b> |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>   | <b>26,704</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>100,878</b> |
| 現金及び預金        | 5,578          | 短期借入金           | 96,745         |
| 未収入金          | 2,158          | リース債務           | 60             |
| 未収収益          | 50             | 未払金             | 3,010          |
| 未収消費税等        | 1,277          | 未払費用            | 302            |
| 短期貸付金         | 18,583         | 未払法人税等          | 387            |
| 有価証券          | 70             | 預り金             | 299            |
| 貯蔵品           | 22             | 前受収益            | 53             |
| 前払費用          | 476            | 賞与引当金           | 18             |
| 繰延税金資産        | 211            | <b>固定負債</b>     | <b>269,683</b> |
| その他           | 363            | 社債              | 90,079         |
| 貸倒引当金         | △2,086         | 長期借入金           | 148,470        |
| <b>固定資産</b>   | <b>467,054</b> | リース債務           | 514            |
| 有形固定資産        | 184,098        | 長期未払金           | 23             |
| 建物            | 61,532         | 繰延税金負債          | 4,008          |
| 構築物           | 1,516          | 再評価に係る繰延税金負債    | 14,634         |
| 機械及び装置        | 99             | 退職給付引当金         | 423            |
| 車両運搬具         | 11             | 資産除去債務          | 112            |
| 工具、器具及び備品     | 181            | 長期預り敷金保証金       | 11,410         |
| 土地            | 114,931        | その他             | 5              |
| リース資産         | 551            | <b>負債合計</b>     | <b>370,561</b> |
| 建設仮勘定         | 5,273          | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| 無形固定資産        | 1,497          | <b>株主資本</b>     | <b>98,753</b>  |
| 借地権           | 568            | 資本金             | 51,466         |
| ソフトウェア        | 274            | 資本剰余金           | 28,820         |
| 公共施設利用権       | 632            | 資本準備金           | 12,868         |
| その他           | 22             | その他資本剰余金        | 15,951         |
| 投資その他の資産      | 281,457        | 利益剰余金           | 40,047         |
| 投資有価証券        | 25,439         | その他利益剰余金        | 40,047         |
| 関係会社株式        | 101,836        | 繰越利益剰余金         | 40,047         |
| 長期貸付金         | 153,508        | 自己株式            | △21,580        |
| その他           | 2,814          | <b>評価・換算差額等</b> | <b>24,415</b>  |
| 貸倒引当金         | △2,140         | その他有価証券評価差額金    | 10,940         |
| <b>資産合計</b>   | <b>493,758</b> | 土地再評価差額金        | 13,474         |
|               |                | <b>新株予約権</b>    | <b>27</b>      |
|               |                | <b>純資産合計</b>    | <b>123,197</b> |
|               |                | <b>負債純資産合計</b>  | <b>493,758</b> |

## 損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額     |               |
|-----------------|--------|---------------|
| <b>営業収益</b>     |        |               |
| 関係会社受取配当金       | 1,778  |               |
| 関係会社受入手数料       | 4,955  |               |
| 土地建物賃貸収入        | 16,105 | 22,840        |
| <b>営業費</b>      |        |               |
| 一般管理費           | 13,422 | 13,422        |
| <b>営業利益</b>     |        | <b>9,417</b>  |
| <b>営業外収益</b>    |        |               |
| 受取利息及び配当金       | 2,763  |               |
| その他             | 483    | 3,246         |
| <b>営業外費用</b>    |        |               |
| 支払利息            | 2,741  |               |
| 貸倒引当金繰入額        | 876    |               |
| その他             | 267    | 3,885         |
| <b>経常利益</b>     |        | <b>8,778</b>  |
| <b>特別利益</b>     |        |               |
| 投資有価証券売却益       | 2,700  |               |
| 受取補償金           | 602    |               |
| 固定資産売却益         | 39     | 3,341         |
| <b>特別損失</b>     |        |               |
| 固定資産除却損         | 451    |               |
| 関係会社株式評価損       | 354    |               |
| ゴルフ会員権評価損       | 8      |               |
| 固定資産売却損         | 0      | 813           |
| <b>税引前当期純利益</b> |        | <b>11,306</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,623  |               |
| 法人税等調整額         | 169    | 2,792         |
| <b>当期純利益</b>    |        | <b>8,513</b>  |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

京阪ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田康弘 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京阪ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京阪ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

京阪ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田康弘 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京阪ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席するとともに、会社の諸規程の整備及び実施状況の調査を行い、適宜取締役並びに使用人及び内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類その他重要な書類を閲覧、審査し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については必要に応じて子会社の取締役等から事業の報告を受けるほか、子会社に赴いて業務の執行状況及び財産の管理状況を調査しました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及びその取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されているその取組み内容は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月15日

京阪ホールディングス株式会社 監査役会

監査役（常勤） 長濱 哲郎 ㊟

監査役（常勤） 中谷 正一 ㊟

社外監査役 梅崎 壽 ㊟

社外監査役 田原 信之 ㊟

社外監査役 草尾 光一 ㊟

以上

× ㊦

A series of horizontal dashed lines for writing, starting from the top line and extending down the page.

× ㊦

A series of horizontal dashed lines for writing, starting from the top line and extending down the page.

# 第95回 定時株主総会会場ご案内図

会場

大阪国際会議場 (グランキューブ大阪) 5階メインホール  
大阪市北区中之島5丁目3番51号



交通

## ■京阪中之島線

中之島 (大阪国際会議場) 駅  
(②番出口) すぐ

## ■JR東西線

新福島駅 (②番出口) から  
徒歩約12分

## ■JR大阪環状線

福島駅から徒歩約15分

## ■阪神本線

福島駅 (③番出口) から  
徒歩約12分

## ■市バス 堂島大橋



お願い

■会場には午前9時からご入場いただけます。

開会間際は受付が混雑いたしますので、  
お早めにお越し下さい。

■お車でのご来場はご遠慮願います。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。